

薩摩川内市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 24 日

薩摩川内市長 田 中 良 二

薩摩川内市条例第28号

薩摩川内市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

薩摩川内市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年薩摩川内市条例第69号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「及び市長」を「、市長」に改め、「特定個人番号利用事務」の次に「及び市長が第4項に規定する住登外者宛名情報をを利用して行う法別表の下欄に掲げる事務及び法第9条第1項に規定する準法定事務」を加え、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 市長は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第9条第1項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。

別表第1に次のように加える。

6 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
------	---

別表第2中

「

薩摩川内市重度心身障害者医療費の助成に関する条例による重度心身障害者に対する医療費の助成に関する情報（以下「重度心身障害者医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの

を

」

- 「
| 薩摩川内市重度心身障害者医療費の助成に関する条例による重度心身障害者に対する医療費の助成に関する情報（以下「重度心身障害者医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
| 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
」
- 「
| 重度心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
」
- 「
| 重度心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
| 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
」
- 「
| 住民票関係情報であって規則で定めるもの
」
- 「
| 住民票関係情報であって規則で定めるもの
| 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
」
- 「
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
」
- 「
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
| 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。